令和6年度 和歌山平野農地防災事業 千旦放水路他ゲート製作据付工事

特別仕様書

近 畿 農 政 局 和歌山平野農地防災事業所

項目	内 容	摘要
第1章 総則	令和6年度和歌山平野農地防災事業千旦放水路他ゲート製作据付工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)、「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」(以下「共通事項書」という。) (URL: https://maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1.目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、千旦放水路(四箇井 水路)等にゲート等を製作据付するものである。	
2. 設置場所	設置場所は次のとおりである。 (1)四箇井本線ゲート・分流ゲート 和歌山市禰宜地先及び井ノ口地先 (2)安楽川井支線C5号水路No.1、No.2、NO.3ゲート 和歌山県紀の川市桃山町最上地先 (3)安楽川井支線C3号水路転倒ゲート 和歌山県紀の川市桃山町市場地先 (4)永穂放水路分流ゲート、七ヶ分水路放流ゲート 和歌山市永穂地先	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 ①四箇井本線ゲート (1) ゲート設備 1) 形式 ステンレス製スライドゲート 2) 寸法 純径間 4.20m、有効高 0.90m 3) 数量 1門 (2) 電気設備 1式 (3) 管理設備 1式 ②四箇井分流ゲート (1) ゲート設備 1) 形式 ステンレス製スライドゲート 2) 寸法 純径間 2.90m、有効高 1.75m 3) 数量 1門 (2) 電気設備 1式(本線ゲートと共有) (3) 管理設備 1式	
	 ③安楽川井支線C5号水路No.1ゲート (1)ゲート設備 1)形式 ステンレス製スライドゲート 2)寸法 純径間 1.50m、有効高 1.05m 3)数量 1門 (2)管理設備 1式 	

項目	内容	摘要
	 ④安楽川井支線C5号水路No.2ゲート (1)ゲート設備 1)形式 ステンレス製スライドゲート 2)寸法 純径間 1.50m、有効高 1.05m 3)数量 1門 (2)管理設備 1式 	
	⑤安楽川井支線C5号水路No.3ゲート (1)ゲート設備 1)形式 ステンレス製スライドゲート 2)寸法 純径間 1.40m、有効高 1.00m 3)数量 1門 (2)管理設備 1式	
	⑥安楽川井支線C3号水路転倒ゲート (1) ゲート設備 1) 形式 ワイヤー式ステンレス製起伏ゲート 2) 寸法 純径間 1.70m、有効高 0.70m 3) 数量 1門	
	⑦永穂放水路分流ゲート(1) ゲート設備1)形式 ステンレス製スライドゲート2) 寸法 純径間 2.10m、有効高 0.80m3)数量 1門(2)電気設備 1式(3)管理設備 1式	
	 ⑧七ヶ分水路放流ゲート (1) ゲート設備 1) 形式 ステンレス製スライドゲート 2) 寸法 純径間 0.90m、有効高 1.10m 3) 数量 1門 (2) 管理設備 1式 	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 施工範囲	(1) 本工事に係わる施工範囲は第2章3.に示す設備の設計、製作、輸送、据付(二次コンクリート含む)及び試運転調整及び操作説明までの一切とする。 (2) 次に示すものは施工対象外とする。 1)責任分界点までの引き込み外線工事 2)資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事	
6. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、 建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。ま	

項目	内容	摘要
	た、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期:令和6年5月28日から令和7年3月28日まで (余裕期間:契約締結の日から令和7年5月27日まで) ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1.工事期間中の 休業日	工事期間中の休業日は次のとおり想定している。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等13日(月平均)を見込んでいる。 なお、休日等は、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。	
2. 寒中コンクリート	 (1) 本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」は想定していない。 (2) 気象状況により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合は、監督職員と協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。 	
3. 工程制限	ゲートの据付は関連工事による水路工完了以降とする。詳細は以下のとおりとする。 (1)四箇井本線・分流工ゲートの据付時期は、関連工事の水路工完了以降(令和6年11月)とし、戸当りは令和7年1月中旬までに据付を完成させなければならない。 (2)安楽川C5号水路ゲート、C3号水路ゲート、永穂放水路分流ゲート、七ヶ分水路放流ゲートの据付時期は、関連工事の水路工完了以降(令和7年1月)とする。	
4. 工事を施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、夏期休暇(土日含まない平日3日)、年末年始休暇(12月29日~1月3日)。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
5. 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時まで。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第4章 現場条件 1. 関連工事等	受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。	

項目	内	容		摘要			
	工 事 名	工期	備考				
	和歌山平野農地防災事業	R5. 6. 5~R7. 3. 15					
	千旦放水路(その5)建設工事	Ko. 6. 5, Kr. 5. 15					
	令和6年度和歌山平野農地防災事業	R6. 9∼R7. 3					
	安楽川井支線C5号水路第1工区工事(仮称)	(予定)					
	令和6年度和歌山平野農地防災事業	R6. 8~R7. 3					
	安楽川井支線C3号水路第4工区工事(仮称)	(予定)					
	令和6年度和歌山平野農地防災事業	R6. 8∼R7. 3					
	永穂放水路改修工事(仮称)	(予定)					
2. 搬入路	現場への搬入路は、10tトラックの進入が可能で	ある。					
3. 第三者に対す	 (1) 現場内への立入制限等						
る措置	工事現場の安全確保のため第三者の現場内へ	の立入を制限すると	とも				
	に、必要な箇所には安全施設を設置するものと	する。					
	(2)保安対策						
	本工事における交通誘導警備員は計上してい						
	章1に示す関連工事との調整等により必要な場	台は、監督職員と協	6議するも)			
	のとする。 (3)騒音振動対策						
	(3) 触音振動圏水 騒音・振動等の発生を行う作業については、	その対策に十分配慮	ななが関係				
	法令を遵守し、工事の円滑な進捗に努めなければ						
	(4) 交通対策						
	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際	ミし、制限速度を遵守	ドしなけれ				
	ばならない。						
	2) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が打	損傷し、道路管理者が	いら修復				
	等を求められた場合は、その補修工事を指え	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	このため、工事現場周辺の一般道路等は、	事前にその路面状況	兄等を記				
	録しておくものとする。						
	なお、受注者の責で道路を損傷した場合は						
	る。ただし、善良な使用にもかかわらず路底	面等の補修が必要な場	場合は、				
	監督職員と協議するものとする。						
第5章 提出図書							
等 1. 承諾図書	 共通仕様書第1章1−1−6に示す実施仕様書・詞	計質 書乃が詳細図の場	見出が十二				
1. 净祏凶音	共連任稼責弟1早1-1-0に示り美旭任稼責・。 事の始期から40日以内に提出するものとする。承託		-, ,				
	争の炉朔から40日以内に旋出するものとする。 単記 から14日以内に文書で通知するものとする。	カ・小外研はJ定田/J*&	りつに日				
2. 施工図	 受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵	と 害し、発注者が著作	=権法に従	<u>.</u>			
	い第三者に損害の回復等の処置を講じなければな			-			
	り、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ず		•				
第6章 仮設							
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。						
第7章 工事用地							
等			1 .				
1. 発注者が確保	本工事の工事用地および工事施工上必要な用地	(以下「工事用地等」	とい				

項目		内	容	摘要
している用地	う。)は、図面に示す	ナとおりである。		
2. 工事用地等の 使用	者の責任により処理す	けるものとする。 地権者等に土地 <i>0</i>	合により必要となった場合は一切を受注)返還がなされたことが確認できる書類	
第8章 貸与する 資料	(1) 資料名 令和 令和 令和 ぞ 令 令 令 令和 名 (2) 貸与期間 (3) 返却場所 (4) 貸与条件 ではた ではた	3年度 和歌山平 旦放水路(上流部 4年度 和歌山平 楽川井支線 C5号元 29年度 和歌山平 楽川井支線 C3号元 2条川井支線 C3号元 2条川本支線 C3号元 2条川本大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大)実施設計業務報告書 野農地防災事業 水路実施設計業務報告書 ア野農地防災事業 水路調査測量設計業務報告書 野農地防災事業 水路第3工区他設計業務報告書 野農地防災事業 野農地防災事業 業務報告書 対まで	
第9章 試運転調整	金・使用料金)は受済	主者において負担す の実施に当たってに	は、事前に詳細な実施計画書を作成し、	
第10章 設計				
1. 一般事項	について照査し、 (2)土地改良事業計 件及び設置条件に (3)耐久性及び安全 (4)運転が確実で持	設備の製造設計を 計画設計基準、関係 こ対して十分な強度 全性ならびに維持管 操作の容易なものと	系する諸基準及び規格を遵守し、設計条 度、性能及び機能を有するものとする。 管理を考慮した構造とする。	
2. 設計諸元	(1) 四箇井本線ゲー	- ト) 設計するものとする。	
	型式 純径間	ステンレス製スラ	ライドゲート	
		4. 200 m		
	ゲート敷高	EL 7. 270 m		
	門数	1門		
	設計水深	前面 0.900 m (後面 0.000 m (, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			DD 1.210 III /	

項目		内 容
	操作水深	前面 0.900 m (EL 8.170 m)
		後面 0.000 m (EL 7.270 m)
	水密方式	前面3方ゴム水密
	開閉装置	電動ラック式
	操作方式	機側操作、リモコン操作
	開閉速度	0.3 m/min 程度
	揚程	1. 200m
	準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)
	許容たわみ度	支間の 1/600以下

(2) 四箇井分流ゲート

型式	ステンレス製スライドゲート
純径間	2.900 m
有効高	1.750 m
ゲート敷高	EL 6.570 m
門数	1門
設計水深	前面 1.750 m (EL 8.320 m)
	後面 0.000 m (EL 6.570 m)
操作水深	前面 1.750 m (EL 8.320 m)
	後面 0.000 m (EL 6.570 m)
水密方式	前面3方ゴム水密
開閉装置	電動ラック式
操作方式	機側操作、リモコン操作
開閉速度	0.3 m/min
揚程	1.850 m
準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)
許容たわみ度	支間の 1/600 以下

摘要

(3) 安楽川井支線C5号水路No.1ゲート

型式	ステンレス製スライドゲート
純径間	1.500 m
有効高	1.050 m
ゲート敷高	EL 21.290 m
門数	1門
設計水深	前面 1.200 m (EL 22.490 m)
	後面 0.000 m (EL 21.290 m)
操作水深	前面 1.200 m (EL 22.490 m)
	後面 0.000 m (EL 21.290 m)
水密方式	前面3方ゴム水密
開閉装置	手動ラック式
操作方式	機側操作
開閉速度	_
揚程	1. 200 m
準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)
許容たわみ度	支間の 1/600 以下
1111111111	24114 2 27 444 27 1

項目		内容	摘要
	(4) 安楽川井支線	C 5 号水路 No. 2 ゲート	
	型式	ステンレス製スライドゲート	
	純径間	1.500 m	
	有効高	1.050 m	
	ゲート敷高	EL 21.320 m	
	門数	1門	
	設計水深	前面 1.200 m (EL 22.520 m)	
		後面 0.000 m (EL 21.320 m)	
	操作水深	前面 1.200 m (EL 22.520 m)	
		後面 0.000 m (EL 21.320 m)	
	水密方式	前面3方ゴム水密	
	開閉装置	手動ラック式	
	操作方式	機側操作	
	開閉速度	-	
	揚程	1. 200 m	
	準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	
	許容たわみ度	支間の 1/600 以下	
		C 5 号水路No. 3 ゲート	,
	型式	ステンレス製スライドゲート]
	純径間	1.400 m]
	有効高	1.000 m	
	ゲート敷高	EL 21.390 m	
	門数	1門	
	設計水深	前面 1.200 m (EL 22.590 m)	
		後面 0.000 m (EL 21.390 m)	
	操作水深	前面 1.200 m (EL 22.590 m)	
		後面 0.000 m (EL 21.390 m)	
	水密方式	前面3方ゴム水密	<u> </u>
	開閉装置	手動ラック式	<u> </u>
	操作方式	機側操作	1
	開閉速度	-	1
	揚程	1. 200m	
	準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	
	許容たわみ度	支間の 1/600 以下]
	(6) 安楽川井支線	C3号水路転倒ゲート	
	型式	ワイヤー式ステンレス製起伏ゲート	
	純径間	1.700 m	
	有効高	0.700 m	
	ゲート敷高	EL 22.576m	
	門数	1門	
	設計水深	前面 0.900m (EL 23.476 m)	
		後面 0.000m (EL 22.576 m)	
	操作水深	前面 0.900m (EL 23.476 m)	
		後面 0.000m (EL 22.576 m)	

項	目		内容	打
		越流水深	0. 200m	
		水密方式	前面3方ゴム水密	
		開閉装置	手動ワイヤー式	
		操作方式	機側操作	
		開閉速度	_	
		準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	
		許容たわみ度	支間の 1/600 以下	
		(7) 永新士/	エ よ 1	
		(7) 永穂放水路分流		
		型式	ステンレス製スライドゲート	
		純径間	2. 100m	
		有効高	0. 800m	
		ゲート敷高	EL 8. 290m	
		門数	1門	
		設計水深	前面 0.800m (EL 9.090m)	
			後面 0.000m (EL 8.290m)	
		操作水深	前面 0.800m (EL 9.090m)	
			後面 0.000m (EL 8.290m)	
		水密方式	前面3方ゴム水密	
		開閉装置	電動ラック式	
		操作方式	機側操作、リモコン操作	
		開閉速度	0.3 m/min	
		揚程	1.100 m	
		準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	
		許容たわみ度	支間の 1/600 以下	
		(8) 七ヶ分水路放泡	売ゲート	
		型式	ステンレス製スライドゲート	
		純径間	0.900m	
		有効高	1. 100m	
		ゲート敷高	EL 8.950m	
		門数	1門	
		設計水深	前面 1.100m (EL 10.050m)	
		ENCH I VI ANIA	後面 0.000m (EL 8.950m)	
		操作水深	前面 1.100m (EL 10.050m)	
		ANCII VI VIN		
			後面 0.000m (EL 8.950m)	
		水密方式	後面 0.000m (EL 8.950m) 前面 3 方ゴム水密	
		水密方式開閉装置	前面3方ゴム水密	
		開閉装置	前面3方ゴム水密 手動ラック式	
		開閉装置 操作方式	前面3方ゴム水密	
		開閉装置 操作方式 開閉速度	前面3方ゴム水密 手動ラック式 機側操作 一	
		開閉装置 操作方式 開閉速度 揚程	前面3方ゴム水密 手動ラック式 機側操作 一 1.400m	
		開閉装置 操作方式 開閉速度	前面3方ゴム水密 手動ラック式 機側操作 一	

験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

項目		内	容		摘要
		材料名	規格	適用	1
	スキンプレー	 	JIS G 4304	SUS304	
	主桁		JIS G 4304	SUS304	1
	(3) 製作に使用する 術指針(水門扉)		指定するもの以外は貧	鋼構造物計画設言	†技
第11章 構造及び 製作					
1. 一般事項	び材料」、第4章 (2)本設備の製作 設備」及び第12 (3)本設備は、共 受注者の新技術	章「水門設備」及 は、共通仕様書(2章「電気設備」(通仕様書(施)第 所及び新製品等がる	材料は共通仕様書(見び第13章「電気設備」 が第13章「電気設備」 施)第3章「共通施」 こよるものとする。 4章「水門設備」によ あれば提案を行うこと ら長期の運転に耐え	によるものとす L」、第4章「オ よるものとするか が可能である。	ナる。 K門 が、
2. ゲート設備	(2) 水密構造 水密ゴムは合成 水密ゴム取付けボル (3) 戸当たりは、次 戸当たりは、鉄・ 戸当りを物に分布伝達 (4) 開閉器器 (4) 開閉器器 (4) 開閉器器 (5) 開閉器 (5) 操作台 四箇井及び戸当たりが水路には下分水路には下分水路には下当	ゴムとし、取替さればSUS材を使用ではSUS材を使用では式とし、上 同性式とし、上 扉体から伝達されるとともに、十分 、ラック棒の材質は、機側操作盤へ 放水路にはSS材 りと同じSUS材とで	とし設計圧力に十分できています。 で可能な構造とするものとする。 部操作台に接続する。 部操作台に接続するでは、水圧荷重をコンクな強度を有する構造では、ステンレス材とでは、ステンレス材とでは、ステントのとする。 は、ステントのとするでは、ステントのとする。 は、ステントのとするでは、ステントのとする。 は、ステントのとするでは、ステントのとする。 は、ステントス材とできた。 は、ステントスが、また。 は、スが、また。 は、スが、また。 は、スが、また。 は、スが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、また。 は、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが	めのとする。また ものとする。 リート内へ安全 とする。 ける。 機 (0~100%、 る。 安楽川井支線及 と同材質とする	こ、水≥かつDC 4なび七
第12章 運転操作 1.運転管理	【四箇井本線・分流 (1)将来は遠方(操作を行う予定	ゲート、永穂放水中央管理所)からであるので、全界を設けるものとす を設けるものとす 運転管理の内容は 動力電源、制御電源 ↑ (開中)、↓ (明本) は 非常上限、閉過ト	路分流ゲート】 受益地区全体の主要類 、全開、開動作、閉 る。	施設を集中管理し 動作といった情報 別な全期、 作	服伝
2. 運転操作	ンからの手動操	作とする。	放水路分流ゲートは、		

安楽川井支線C5号水路No. 1・No. 2・No. 3ゲート、安楽川井支線C3

項目	内容	摘要
	号水路 起伏ゲート、七ヶ分水路放流ゲートは手動操作とする。 (2)自動操作は行わない。	
第13章 電気設備 1. 一般事項	(1)電気設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」(令和元年9月農林水産省農村振興局整備部設計課)に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等(JIS、JEC、JEM等)は共通仕様書(施)並びに関係諸基準に準ずるものとする。 (2)使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。 (3)電源・接続線・信号回路等の外部との接触部分には、高速避雷器等の確実な耐雷対策を行うものとする。 (4)回路構成等	
	1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。 2) 盤内照明はLED又は蛍光灯とし、ドアスイッチにより点灯・消灯するものとする。 3) 盤内のスペースヒータは、スナップスイッチ及びサーモスタットによ	
	り、入・切する。 4)遠方操作は水管理制御設備(将来)から行えるものとし、信号の受渡 しは、第12章によるものとする。 (5)指示計及び表示灯	
	1) 電圧計及び電流計は広角形とし、電流計はモータ毎に対応させる。 2) 状態表示及び故障表示は集合表示とし、ランプテストができるものと する。 3) 計器類及び表示等は、外部より見やすい位置に配置するものとする。	
	(6) 設置場所 機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造 とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設 置する。	
2. 設備概要	本設備の電気設備は、関西電力株式会社200V (3相3線、60Hz)及び100V (単相,60Hz)で受電するものとする。 なお、関西電力株式会社との責任分界点は引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。	
3. 負荷設備等	【四箇井本線ゲート】 (1)負荷設備(水門用電動機)(4.200×0.900) 1)形式 三相誘導電動機(電磁ブレーキ付) 2)絶縁の種類 F種以上 3)保護構造 屋外型 IP55 4)構造 かご形 5)極数 4極 6)電圧 200V 7)出力 0.25kW 8)周波数 60Hz 9)時間定格 連続定格 10)始動トルク 定格トルクの200%以上 11)最大トルク 定格トルクの300%以下	

項目	内容	摘要
	12) 制動トルク 定格トルクの150%程度	
	【四箇井分流ゲート】	
	(2) 負荷設備(水門用電動機)(2.900×1.750)	
	1)形式 三相誘導電動機(電磁ブレーキ付)	
	2) 絶縁の種類 F種以上	
	3) 保護構造 屋外型 IP55	
	4) 構造 かご形	
	5)極数 4極	
	6)電圧 200V 7)出力 0.25kW	
	8) 周波数 60Hz	
	9)時間定格 連続定格	
	10) 始動トルク 定格トルクの200%以上	
	11) 最大トルク 定格トルクの300%以下	
	12) 制動トルク 定格トルクの150%程度	
	【永穂放水路分流ゲート】	
	(3) 負荷設備 (水門用電動機) (2.100×0.800)	
	1)形式 三相誘導電動機(電磁ブレーキ付)	
	2) 絶縁の種類 F種以上	
	3) 保護形式 屋外型 IP55	
	4) 構造 かご型	
	5)極数 4極以上	
	6)電圧 200V	
	7)出力 0.25kW	
	8) 周波数 60Hz	
	9)時間定格 連続定格	
	10) 起動トルク 定格トルクの200%以上	
	11) 最大トルク 定格トルクの300%以下	
	12) 制動トルク 定格トルクの150%以上	
	【四箇井本線ゲート・分流ゲート】	
	(4)機側操作盤	
	1)形式 屋外閉鎖自立型 JEM1265 IP33 1面	
	2)使用場所 屋外	
	3) 材 質 ステンレス鋼板製	
	4) 用 途 ゲート2門用、電動ラック式	
	5) 概略寸法 幅800mm×高さ1850mm×奥行600mm程度	
	6)盤面主要取付機器	
	ア) 交流電流計 2個	
	イ)交流電圧計 1個	
	ウ)開度計 2個	
	工)状態表示器 33個	
	オ) 押釦スイッチ 9個	
	力)非常停止釦 1個	
	キ) 切替スイッチ 1個 1個 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	7)盤内主要取付機器	

項目	内容	摘要
	ア)漏電遮断器 2P30AF/20AT 1個	
	イ) 配線用遮断器 3P30AF/20AT 1個	
	ウ)配線用遮断器 3P30AF/10AT 2個	
	工)配線用遮断器 2P30AF/30AT 1個	
	才)配線用遮断器(SPD用)3P50AF 1個	
	カ)配線用遮断器(SPD用)2P50AF 1個	
	キ) 避雷器 (SPD) クラス II 2個	
	ク) 漏電リレー 2個	
	ケ)可逆電磁接触器 6個	
	コ) 3Eリレー 2個	
	サ)カレントコンバーター 2個	
	シ)サーキットプロテクタ 6個	
	ス) 進相コンデンサ20 μ F 2台	
	セ)盤内スペースヒータ 1式 1世	
	ソ)端子台 1式 タ)タイマー 1式	
	タ) タイマー I式 I	
	ツ)保守用コンセント 1個	
	テ)零相変流器 3個	
	ト)変流器 2個	
	ナ) 補助リレー 1式	
	二) サーモスタット 1個	
	ヌ) ドアスイッチ 3個	
	ネ) その他必要なもの	
	8)受信機、送信機	
	ア)共通事項	
	通信方式: 単向通信方式	
	構成:リモコン受信器、リモコン送信器	
	イ)リモコン受信器 1個	
	周波数:314MHz帯	
	使用電源: AC100V~200V	
	出力方式:無電圧接点リレー	
	出力数:3(開、閉、停止)	
	ウ)リモコン送信器 3個 Right # 1914 # 1	
	周波数:特定小電力314MHz帯	
	使用電源:電池 使用周波数:3波のうち1波固定(切替可)	
	世界高波数:3波の751波固定(切骨円) 出力数:3 (開、閉、停止)	
	9)盤外付属設備	
	ア)稼働表示灯(パトライト)赤色、緑色 2台	
	「礼徒を収入法だ」!	
	【永穂放水路分流ゲート】	
	(5)機側操作盤	
	1)形式 屋外閉鎖自立型 JEM1265 IP33 1面	
	2) 使用場所 屋外	
	3) 材 質 ステンレス鋼板製 (1) R (2) は 1 R (2	
	4) 用 途 ゲート1門用、電動ラック式 TIPE (1995) (1	
	5) 概略寸法 幅700mm×高さ1900mm×奥行700mm程度	
	6)盤面主要取付機器	
	ア)交流電流計 1個	
	イ)交流電圧計 1個	

項目	内		摘要
	ウ)開度計	1個	
	エ)状態表示器	21個	
	オ)押釦スイッチ	6個	
	力) 非常停止釦	1個	
	キ) 切替スイッチ	1個	
	7)盤內主要取付機器	I III	
	ア)漏電遮断器 2P30AF/		
	イ) 配線用遮断器 3P30AF/		
	ウ) 配線用遮断器 2P30AF/		
	工) 配線用遮断器 2P30AF/		
	才)配線用遮断器(SPD用)		
	カ) 配線用遮断器 (SPD用)		
	キ)避雷器(SPD)クラスⅡ	2個	
	ク)漏電リレー	2個	
	ケ)可逆電磁接触器	3個	
	コ) 3Eリレー	1個	
	サ) カレントコンバーター	1個	
	シ)サーキットプロテクタ	6個	
	ス)進相コンデンサ10μF	1台	
	セ)盤内スペースヒータ	1式	
	ソ)端子台	1式	
	タ)タイマー	1式	
	チ)盤内照明灯LED	1台	
	ツ)保守用コンセント	1個	
	テ)零相変流器	2個	
	ト)変流器 ナ)補助リレー	1個 1式	
	ニ) サーモスタット	1個	
	フ) ドアスイッチ	2個	
	ネ) その他必要なもの	2 ഥ	
	8) 受信機、送信機		
	ア)共通事項		
	通信方式:単向通信方式	£	
	構成:リモコン受信器、		
	イ) リモコン受信器	1個	
	周波数:314MHz带	- im	
	使用電源:AC100V~200	V	
	出力方式:無電圧接点!		
	出力数:3(開、閉、		
	ウ) リモコン送信器	3個	
	周波数:特定小電力314	MHz帯	
	使用電源:電池		
	使用周波数:3波のうち		
	出力数:3 (開、閉、	亭止)	
	9)盤外付属設備		
	ア)稼働表示灯(パトライ	卜)赤色、緑色 1台	
	【四箇井本線ゲート・分流ゲー	 	
	(6)引込開閉器盤		
		反付型 1面	
	2)使用場所 屋外	V-1 •	

項目	内容	摘要
	3)材質ステンレス鋼板製4)盤内取付機器ア)電力量計(取付スペース)2台分イ)漏電遮断器 3P 50AF/30AT1個ウ)漏電遮断器 2P 50AF/30AT1個	
	【永穂放水路分流ゲート】 (7) 引込開閉器盤 1)形 式 屋外装柱取付型 1面 2) 使用場所 屋外 3) 材 質 ステンレス鋼板製 4) 盤面取付器具 ア) 電力量計(取付スペース) 2台分 イ) 漏電遮断器 3P 50AF/30AT 1個	
	ウ)漏電遮断器 2P 50AF/30AT 1個 (8) 予備品及び付属品 1)リレー類 現用の各種毎に1個 2)ランプ、ヒューズ 現用の100% (LEDは20%) 3)保守点検工具 1式 4)予備品箱 1個	
第14章 塗装 1. 一般事項	 (1)外注品の塗装仕様については、メーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員と協議の上決定する。 (2)塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い、仕上げるものとする。 (3)ステンレス部材及びコンクリート埋設部は塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。 	
2. 施工方法	(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。 (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。	
3. 付着量	操作台における溶融亜鉛メッキの膜厚は63μm (HDZT63) 以上とする。	
第15章 据付	受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については別途協議するものとする。	
1. 一般事項	据付は、共通仕様書(施)第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。	
2. 機械設備	(1)設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。 (2)設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないよ うに留意するものとする。	

	項目		内			容		摘
		(3) 扉体の据作 揮するように (4) 小配管設備 るものとする	こ正確に据作 備の振動絶縁	寸なけれ	ばならない	0		
3.	電気設備	(1) 電気 (2) 電気 (3) 電電気 (4) 電電気 (4) の 員工 (5) は (5) は (5) は (6) 合 (6) 合 (6) 合 (6) 合 (7) は (7) を (8) に (8) に (9) に (の技電止受MA 設計に、なう分をじ指すを記すけ、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	立甚記 る斗類ナス対ま端しア拡置づ管法も「煩る以した末等ン張にき類令の配に。以て、ににカア引がの・と電いま上適強はよーン	込接が基す盤いたよ切い適りボルををといて、すな張当判ルーををといて、する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	するものとけたのとけたでは、のは、のとうでは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	する。 する。 する水計をでは 計る水計をでは 計かりでは がいりで は がいりで は がいりで は がいいで は がいいで は がいいで は がいいで は がいいで は がいいで は がいいで は がいいで は がいいで は がいで は がいで が が が が は が が は が は が は が な が な の で が の が の で の に の に の に の に の に の に の に の に の に	」・転倒略職 田本14 大下14 大下14 大下14 大下14 大下14 大下14 大下14 大下14 大下14 大下15 大下
4.	据付材料	本工事で据付 とし、特記及び (1) 規格及び 本工事で据 する。 1) コンクリ する。	追加事項は、 品質 付時に使用	この特する主要	別仕様書に要材料の規模	よるものと 各および品	:する。 質は下記に し種類は次	よるものと
		種類	呼び強度 (N/mm2)	スラン プ (cm)	最大骨材 寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	tメントの種 類 による記 号	使用目的
		鉄筋コンク リート	21	12	25	60 以下	BB	二次コン クリート
		無筋コンク リート	18	8	40	65以下	ВВ	基礎コン クリート
		制御用 ¹ 3)鋼材		色縁ビニンースケ	ルシースケ ーブル(CV	ーブル(CV V)JIS C:	/) JIS C 36	

項目			内		容	摘要
	下記		出		資料を監督職員に提出す	るものと
	する。			+= 1114/m		
		材料名コンクリー	l.	提出物	・試験成績書	
		電線	<u>r</u>		試験成績書	
		アンカーボ	ルト		試験成績書	
		塗料	1	カタログ		
		その他材料			試験成績書	
5. 特定建設資材 の分別解体等	· / / -	おりである 。	設資材の	工程ごとの作	=業内容及び分別解体等の	方法は、
		工程	作業内	容	分別解体の方法	
		①仮設	仮設工	事	□手作業	
	工		口有	無	□手作業・機械作業の	併用
	程ご	②土工.	十工工	 事	□手作業	
	<u>ک</u>		□有	· ■無	□手作業・機械作業の	併用
	0		基礎工	 玄		
	作業	<u> </u>	□有	ず	□手作業・機械作業の	併用
	内容		木休構	 造の工事		
	及	Ø/14∓111Æ	「有	■ 無	□手作業・機械作業の	併用
	が解	⑤本体付属品	本体付	属品の工事	□手作業	
	体方		口有	無	□手作業・機械作業の	併用
	法	⑥その他	その他		□手作業	
			口有	無	□手作業・機械作業の	併用
6. 既設構造物に対する措置	寸注 た、 (2) じ、 (3) 事 (4) き	法について事前に 原形復旧する構 よる設置位置の記 施工中に設計図 撤去・復旧を指 再利用する構造物 内で保管するもの 競員と協議するも	監督職に 構造物を記録します。 を記録しまする。 はいまする。 はいままする。 はいままます。 はいまままます。 はいまままます。 はいままままます。 はいまままままます。 はいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	に報告してでいては、既認し、監督職でいない構造合がある。 合け、慎重なお、再利。 ほに再利用が	を取壊し撤去する場合は 確認を受けなければなら 設構造物の形状、設置位 残員に報告するものとする き物が発見された場合、 に取り扱うものとし、復 用が困難と判断される場 可能な資材、有価物を確	ない。ま 置(座標 。 必要に応 旧まで現 合は、監
7. 設計図書等の 充足					っっても、構造上及び機能 これを充足する。	上当然
第16章 試験及び						

項目		内	容		摘要
(施工段階確認)	瑞 (3)	下表に示す以外の工種は、自主検査記録 員が求めた場合、これに応じなければな 遠隔確認の対象工種については、(5) 決定する。	さらない。		
	工種	確認内容	確認時期	遠隔 備 考 対象	
	水門	出 施設機械工事等施工管理基準第2 来 編第1章第1節「直接測定による 形 出来形管理」による 管 理	施設機械工事等施工管理基準第1	-	
	微備	品 施設機械工事等施工管理基準第2 質 編 管 第4章第2節「品質管理」による 理	編第1 章第1 節 による	-	
	電気設	出 施設機械工事等施工管理基準第2 来 編第8章第1節「直接測定による 形 出来形管理」による 管 理	施設機械工事等施 工管理基準第1編 第1章第1節によ	-	
	備	品 施設機械工事等施工管理基準第2 質 編第8章第2節「品質管理」によ 管 る 理	第1 早第1 即によ る	_	
	(5) 1	工場で行う施工段階確認は、日本国内の工事現場等における遠隔確認について) 本工事において、施工段階確認、材料施する場合は、契約後、受発注者の協議) 遠隔確認を実施する場合の費用は、該	∤検査、立会などを遠 後により決定するもの	返隔確認で実)とする。	
2. 中間技術検査	(2) 及 (3) 係 和 (4)	発注者から中間技術検査を実施する旨、 ならない。 中間技術検査を受ける場合、あらかじめなび出来形数量内訳書を作成し、監督職員 契約図書により義務付けられた工事記録 図及び工事報告書等の資料を整備し、中 以下「技術検査職員」という。)から提 ばならない。 技術検査職員から修補を求められた場合 中間技術検査又は修補に要する費用は、	の監督職員から指示す 会の提出しなければな は写真、出来形管理資 間技術検査を命ぜら 是示を求められた場合 は従わなければなら	一る出来形図 さらない。 野料、工事関 かれた職員 かは従わなけ	
第17章 施工管理 等 1. 主任技術者の 資格	主任	技術者又は監理技術者の資格は、入札公	\告によるものとする	.).	
2. 工程管理	受注	者は工事施工中において、計画工程と実	薬施工程を比較照査し	、差異が生	

項目	内容	摘要
	じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員 へ報告しなければならない。	
3. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。	
第18章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1)設計諸元等条件変更に係るもの 2)関連工事との調整に係るもの 3)不可抗力によるもの 4)法・基準の改正に係るもの 5)その他本仕様書に定めがなく監督職員が認めたもの	
第19章 公共工事 に関係調査 に関する協 力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。	
第20章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書(施)第1章1-1-26及び1-1-28に基づき作成し、 次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-RまたはBD-R)正副2部 ・工事完成図書の出力4部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
2. 週休2日による施工	(1)本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現	

項目	内	容	摘要
----	---	---	----

場管理上必要な作業を行うことは可とする。

- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。

①補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25%(7日/28日) 以上28.5%未満	21. 4%(6日/28日) 以上25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.09	1.07	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に 乗じている。

なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。

ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

項目	内容	摘要
3. 1日未満で 完了する作業の 積算	(1)本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf(2)受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。(3)同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。(4)受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。(5)災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
4. 施工箇所が 点在する工事の 適用	(1)本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『①四箇井(本線・分流) ゲート②安楽川井支線C5号水路(No.1、No.2、No.3)及びC3号水路 ゲート③永穂放水路分流・七ヶ分水路放流ゲート(以下「工事箇所」という)』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する 工事の積算方法」による工事である。 (2)本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。(さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。) なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域による補正等) については、工事箇所ごとに設定する。設計技術費、一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。(3)本工事については、「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式について」の対象外である。	
第21章 定めなき事項	(1)契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。(2)この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	